



平成 29 年 3 月 22 日

各位

会 社 名 株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング
代表者氏名 代表取締役 社長執行役員 比留間 愛一郎
(コード番号：7774 JQ)
本店所在地 愛知県蒲郡市三谷北通6丁目209番地の1
問合せ先 取締役 常務執行役員 明石 成信
電話番号 0533-66-2020 (代表)

中国における自家培養軟骨ジャックの特許譲渡に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、中国における自家培養軟骨ジャックの特許に関する一切の権利を富士フィルム株式会社(以下、富士フィルム)へ譲渡・移転することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 目的

自家培養軟骨ジャックは、当社が広島大学医学部(現 広島大学 学長)の越智光夫教授から技術導入を受け、一部、独立行政法人科学技術振興機構(JST)の委託開発事業として開発した再生医療等製品であり、平成24年に日本国内で製造販売承認を取得し、平成25年より保険収載されました。

当社は、自家培養軟骨ジャックに係る特許について権利を保有しておりますが、この度、当社が保有する、中国における自家培養軟骨ジャックの特許に関する一切の権利を富士フィルムに譲渡・移転することを決定いたしました。これにより、当社単独では難しかった自家培養軟骨ジャックの海外での展開が、富士フィルムの海外拠点、ネットワークを活用して可能になります。当社は今後も、当社技術を富士フィルムグループの中で活用することにより、一層の収益拡大を図ってまいります。

2. 概要

(1) 譲渡の内容

自家培養軟骨ジャックの製造方法や細胞容器など、中国における当社特許の譲渡

(2) 譲渡価格

一時金 300 百万円。

なお、中国で日本国内同等以上の公定価格が定められた場合、定められた公定価格に基づく予想売上・利益を勘案して現在価値を再算出するものとし、必要により第三者評価も加味した上で、別途合理的に相当な追加の対価を協議、決定する。

(3) 譲渡先の概要

名 称	富士フィルム株式会社
所 在 地	東京都港区西麻布二丁目26番30号
代表者の役職・指名	代表取締役会長・CEO 古森重隆 代表取締役社長・COO 助野健児
事 業 内 容	イメージングソリューション(カラーフィルム、デジタルカメラ、光学デバイス、写真プリント用カラーペーパー・サービス・機器、

	インスタントフォトシステム等) インフォメーションソリューション(メディカルシステム機材、ライフサイエンス製品、医薬品、グラフィックシステム機材、フラットパネルディスプレイ材料、記録メディア、電子材料)の開発、製造、販売、サービス
資本金	40,000 百万円
設立年月日	平成 18 年 10 月 2 日
当社との関係	当社株式の 46.07%を保有する筆頭株主およびその他の関係会社であります。3 名が当社取締役就任しており、当社への開発委託、業務提携を行っております。

(4) 譲渡の日程

平成29年3月22日 取締役会決議日
同日 契約締結および特許譲渡日

3. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本取引は、当社の親会社である富士フィルムホールディングス株式会社の完全子会社である富士フィルムとの間の取引であり、当社と同一の親会社をもつ会社等との取引であるため、支配株主との取引等に該当します。

当社が平成 28 年 6 月 30 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は次のとおりであり、本取引は指針の内容に適合していると判断しております。

「当社は、富士フィルムグループと協力関係を保ちながら事業展開する方針ですが、一方で独自の経営方針および経営戦略に基づいて独立した活動を展開しており、一定の独立性が確保されているものと考えています。富士フィルム株式会社およびグループ企業との取引等を行う際は、少数株主の利益を害することのないよう、法令や社内規定に基づき当該取引の必要性を確認した上で、条件が他の取引と比較して著しく有利とならないよう合理的に判断しています。」

本取引においては、少数株主の利益を不当に害することのないよう次の措置を講じ、双方で協議の上、合理的に決定しております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本特許譲渡については、公正性を担保するための措置として、富士フィルムおよび当社の両社に直接関与していない第三者(公認会計士事務所)に事業価値算定を依頼し、一般に採用されている手法を用いた評価結果に基づき判断しております。2017 年 1 月末を基準に入手可能な最新の情報に基づき想定した中国における自家培養軟骨ジャックの事業について、DCF 法(評価対象事業が将来創出すると期待されるキャッシュ・フローを現在価値に割り引いて事業価値を算定する方法)を用いて事業価値を算定しました。その算定結果を踏まえて富士フィルムと交渉・協議を行い、公正な手続きを通じた株主の利益への十分な配慮がなされているか、慎重に検討を行った上で譲渡価額を決定しております。また、本特許譲渡が当社の少数株主にとって不利益なものとならないよう、同国において日本国内同等以上の公定価格が定められた場合、その公定価格に基づく予想売上・利益を勘案して現在価値を再算出するものとし、必要により

第三者評価も加味した上で、合理的に相当な追加の対価を別途協議して決定することとしています。

また、利益相反を回避するための措置としては、当社取締役の畠賢一郎は富士フィルム再生医療事業部長・R & D統括本部 再生医療研究所長を兼務しており、当社取締役を兼務している戸田雄三、石川隆利、伴寿一は、それぞれ富士フィルム取締役副社長・CTO、取締役常務執行役員、執行役員医薬品事業部長 再生医療事業部・R & D統括本部 医薬品・ヘルスケア研究所・同本部 再生医療研究所 管掌であり、利益相反を回避するため本取引の当社取締役会決議に参加しておりません。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本件特許譲渡の取締役会の決議に際しては、支配株主と利害関係のない社外監査役である加藤孝浩監査役(独立役員)および小川忠彦監査役より、以下を鑑み、平成29年3月17日付で、少数株主にとって不利益でない旨の意見を得ております。

本特許譲渡は、内容および条件の決定方法等、当社経営判断の原則に則った判断がなされており、当社定款、法令に照らし、適法、適正に行われている。

海外拠点のない当社が、海外拠点、海外ネットワークをもつ富士フィルムと協働の上、海外展開を進めることから、公正な価格をもって必要な特許を譲渡するのは正当な理由があると考えます。

事業価値算定を行った公認会計士事務所は、当社および譲渡先とは利害関係がなく、独立性が認められることから、公正な評価が行える第三者評価機関であるといえる。

本件の評価は、知財権そのものではなく知財権を利用した中国におけるジャック事業の価値を評価すべきとの考えから、事業により将来生み出されるキャッシュ・フローを現在価値に割り引くDCF法により評価している。この評価方法は、既存資産等がない場合は、その事業価値をもっとも適切に反映させる方法として実務的にも広く採用されている方法であり、合理的かつ適正なものである。

譲渡一時金300百万円は、第三者評価機関が算定した譲渡価格の範囲にあり、妥当なものと考えます。また、中国において日本国内における薬価と同等以上の公定価格が定められた場合は、別途協議の上、富士フィルムが当社に追加の対価を支払うこととなっており、当社の利益を損なうものではないと判断する。

本特許譲渡は、中国における将来の事業展開に関するものではあるが、その潜在的な事業価値を実現させ、キャッシュ・フローおよび経営基盤安定化に資するものであり、企業価値向上に寄与するものと考えます。

4. 今後の見通し

本件が当社の平成29年3月期通期業績に与える影響につきましては、本特許譲渡に伴い、売上として譲渡一時金300百万円の計上が見込まれるため、損益が改善いたします。これに伴い、当社は、本日平成29年3月22日付で業績予想の修正を行っております。

(参考) 当期業績予想および前期実績

(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
平成29年3月期 予想	2,100	280	277	243
平成28年3月期 実績	1,430	722	677	681

以上